

# 県北圏域、県中・県南圏域における 地域公共交通利便増進実施計画 の策定について

～再編内容や策定に至る事務的な調整等（市町村との広域連携）～

福島県 生活環境部 生活交通課

主査 佐藤 龍一

令和6年4月～ 生活交通課へ異動

（バス：地域公共交通活性化協議会担当）

公共交通の分野の仕事は初めて（新任者）

# 福島県の紹介

- ・人口は、1,717,665人(全国21位)
- ・面積は、13,784km<sup>2</sup> (全国3位)
- ・自治体数は、59市町村
- ・福島県は、地理的・歴史的背景から7つの生活圏に分けられます。
- ・本日は、県北圏域、県中・県南圏域における取組内容の紹介



鶴ヶ城  
(会津若松市)



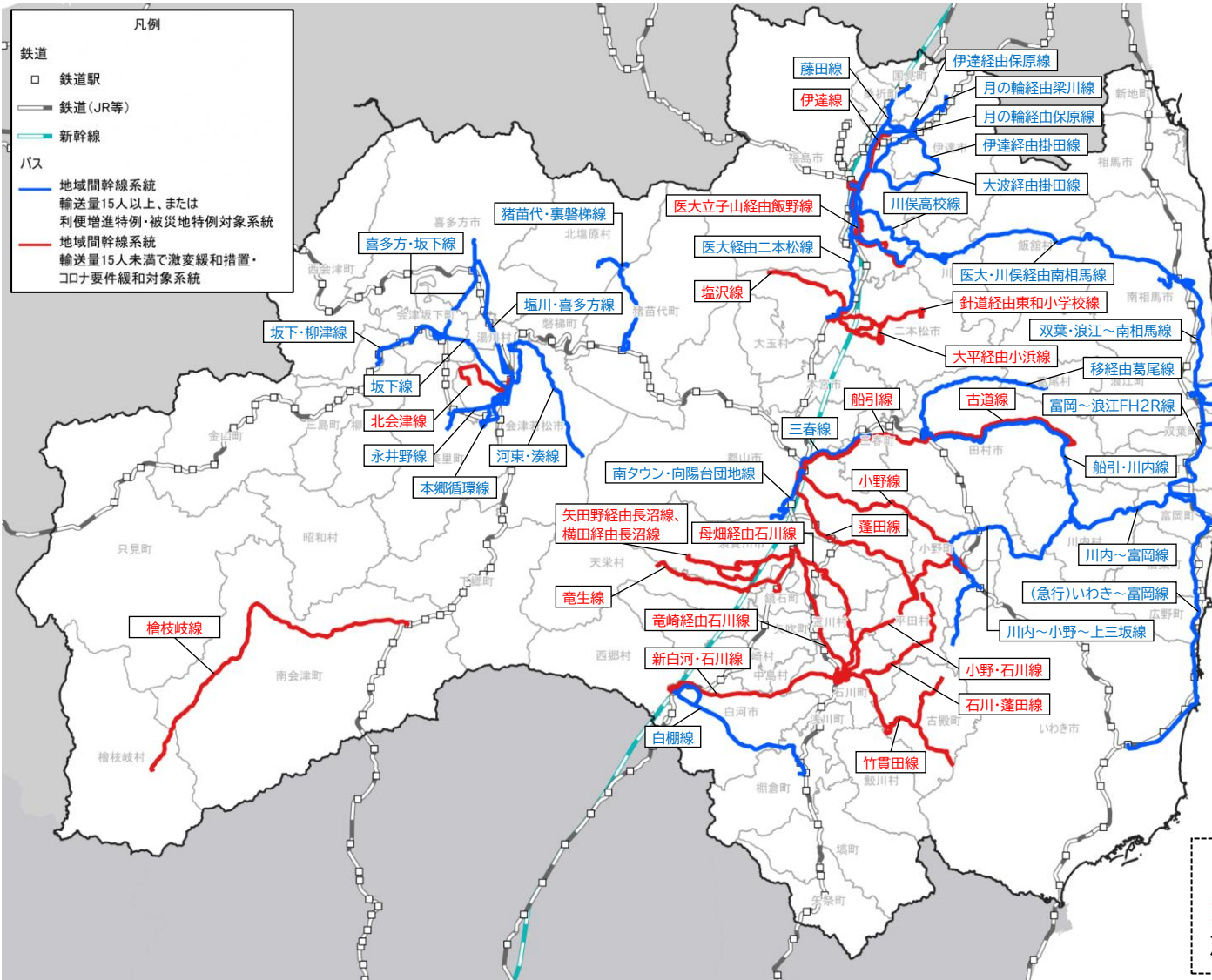
あぶくま洞  
(田村市)



課題(背景)

計画策定前 (R6.10)

- 令和6年10月現在、広域バス路線の地域間幹線系統47系統について、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金を活用しながら、確保・維持を図ることとしている。
- 上記47系統のうち、東日本大震災に伴う激変緩和措置終了後に18系統が国庫補助要件(輸送量15人/日以上)を満たさなくなるおそれがある。



特に、中通りにおいて、赤色の系統(輸送量15人未満)が集中している

↓

利便性の向上等を伴う路線再編を行い、利用者を増やしていくことが急務

利便増進実施計画

(地域の公共交通ネットワークの再編や、ダイヤ・運賃等の見直しを通じて、利用者の利便性の高い公共交通サービスを持続的に提供するための具体的な事業内容を定めた計画)

東日本大震災に伴う激変緩和措置

1日あたりの輸送量：150人以下が補助対象になる。ただし、密度カットはあり。

- 市町村間をまたいで運行する広域的な路線バスは、沿線住民の通学や通院などの移動手段として利用されており、日常生活を支える上で重要な役割を果たしている一方、人口減少等を背景に利用が低迷している状況にあり、確保・維持に向けた改善が求められる。
- このため、広域路線バスの系統の統合や、地区の移動特性に合わせた乗合タクシーの導入等住民の移動実態を踏まえた経路等の見直しなどを行うことにより利便増進と効率化を図る。

## 事業の内容

※①～⑤は下図の番号に対応

### ① 系統の統合及び人口集積地への経由

- ・ 近接して運行する2系統の統合・本数の増加、及び人口集積が進む阿武隈急行・高子駅周辺の宅地造成地区への経由

### ② 松川地区の移動特性に合わせた地域内交通への転換

- ・ 現在の路線バスを、路線バスと乗合タクシーの運行へ分割、また地区特性に合わせて各路線の経路を再設定

### ③ 沿線の大学への乗り入れを実施

- ・ 沿線に立地する大学の構内へ新たに乗り入れを実施

### ④・⑤ 市街地での主要な施設への延伸を実施

- ・ 二本松市街地において、主要な商業施設等が立地する方面へ各路線の経路の延伸を実施

## 事業の効果

### ① 人口集積地等からの新たな利用者の取り込み

- ・ 人口集積が進む地区を経由する経路へ見直しを図ることで、当該地区に居住する住民などの新たな利用者の取り込みを図る

### ② 地区内での移動時の利便増進

- ・ 地区の移動特性に合わせた経路・運行方法の見直しにより、地区内での移動時の利便増進、及び運行の効率化に寄与

### ③ 域内の公共交通の利用者数増加

- ・ 新たに大学構内への乗り入れにより、大学生の通学や職員の通勤時における移動の利便増進を図るとともに、鉄道運休時等の代替移動手段を提供

### ④・⑤ 域内の公共交通の利用者数増加

- ・ 住民の移動ニーズが高い施設へのアクセス性向上による利便増進を図る

## 【対象エリア】

### 福島県県北圏域

(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村)



## 事業とあわせて実施する取組

### ■ 利用者に対する周知・広報の徹底

- ・ 見直しにより利用しやすくなったことを知ってもらうことが特に重要であるため、交通事業者、沿線市町村、県が連携して徹底した周知・広報を実施する

### ■ 新たな利用の取り込みに向けた利用促進の実施

- ・ 沿線地域の学生や高齢者などを対象とした利用促進や、企業等と連携したモビリティマネジメントの実施等により、新たな利用者の獲得を図る

・作成自治体 福島県、県北圏域8市町村

・事業実施区域 福島県県北圏域

・事業実施予定期間 R7年10月～R13年3月

- 市町村間をまたいで運行する広域的な路線バスは、沿線住民の通学や通院などの移動手段として利用されており、日常生活を支える上で重要な役割を果たしている一方、人口減少等を背景に利用が低迷している状況にあり、確保・維持に向けた改善が求められる。
- このため、広域路線バスの系統の統合や、ニーズに合わせたダイヤの見直し等住民の移動実態を踏まえた経路等の見直しなどを行うことにより利便増進と効率化を図る。

## 事業の内容

※①～⑦は下図の番号に対応

### ① 系統の統合及び郡山方面への路線の新設

- ・ 近接して運行する2路線の統合・主要施設への経路の延伸、及び三春町～郡山市間を運行する路線を新設（三春町南部を新たに運行）

### ② 系統の統合及びニーズに合わせたダイヤの見直し

- ・ 地域の移動ニーズに合わせて、3系統の統合及びダイヤの見直しを実施

### ③ 系統の統合及び人口集積地への運行回数の増加

- ・ 岡の内線を竜崎経由石川線に統合し、人口が集積する牡丹台ニュータウン内を経由する経路へ見直し及び運行回数を増加

### ④～⑦ 市街地内での主要な施設への延伸を実施

- ・ 石川市街地において、主要な商業施設等が立地する方面へ各路線の経路の延伸を実施

## 事業の効果

### ① 三春町から郡山市街地へのアクセス性の向上

- ・ 主要施設への経路の延伸により三春町内での移動時の利便増進、及び系統の新設により三春町南部から郡山市街地へのアクセス性の向上を図る

### ② 運行の効率化及び利便増進

- ・ 系統の統合により運行の効率化を図るとともに、利用ニーズに応じたダイヤの見直しにより利便増進を図る

### ③ 人口集積地における移動時の利便増進

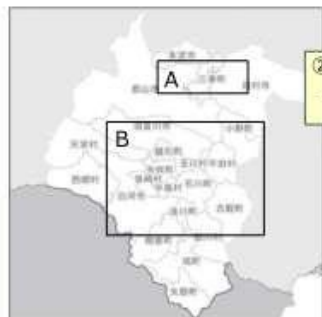
- ・ 牡丹台ニュータウンから須賀川市街地への移動機会が増加することで、移動時の利便増進を図る

### ④～⑦ 域内の公共交通の利用者数増加

- ・ 住民の移動ニーズが高い施設へのアクセス性向上による利便増進を図る

## 【対象エリア】福島県県中・県南圏域

(郡山市、白河市、須賀川市、田村市、本宮市、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町)



## 事業とあわせて実施する取組

### ■ 利用者に対する周知・広報の徹底

- ・ 見直しにより利用しやすくなったことを知ってもらうことが特に重要であるため、交通事業者、沿線市町村、県が連携して徹底した周知・広報を実施する

### ■ 新たな利用の取り込みに向けた利用促進の実施

- ・ 沿線地域の学生や高齢者などを対象とした利用促進や、企業等と連携したモビリティマネジメントの実施等により、新たな利用者の獲得を図る

・ **作成自治体** 福島県、県中・県南圏域22市町村

・ **事業実施区域** 福島県県中・県南圏域

・ **事業実施予定期間** R7年10月～R13年3月

# 利便増進実施計画（R7.10実施）による再編・見直しの概要

- 系統の統合やルート見直し、経路地の変更等を行ったことにより、**輸送量15人/日未満の系統**は、**県北圏域 5 系統のうち 3 系統**、**県中・県南圏域 13 系統のうち 8 系統**が**補助要件の緩和（輸送量 3 人/日）等の特例措置**が受けられることとなった  
（併せて、輸送量15人/日以上の系統も再編を行い、全体では、県北圏域 **6 系統**、県中・県南圏域 **9 系統**について利便増進実施計画に記載）
- なお、統合と新規が同数のため、両圏域とも総系統数に変更なし
- 残る輸送量15人未満の系統は、次年度以降に引き続き見直し（令和8年4月実施の再編を予定）

## 計画策定前（令和6年10月現在）

	系統数 A	Aのうち輸 送量15人未 満の系統数
県北圏域	<b>13</b> 系統	<b>5</b> 系統
県中・ 県南圏域	<b>16</b> 系統	<b>13</b> 系統

## 利便増進実施計画策定後（令和7年10月～）

統合	新規	再編後の 系統数 B	Bのうち補 助要件の緩 和等の特例 措置適用	Bのうち輸 送量15人未 満の系統数
<b>▲ 1</b> 系統	<b>1</b> 系統	<b>13</b> 系統	<b>3</b> 系統	<b>2</b> 系統
<b>▲ 3</b> 系統	<b>3</b> 系統	<b>16</b> 系統	<b>8</b> 系統	<b>5</b> 系統

※輸送量15人/日未満の系統は、東日本大震災に伴う**激変緩和措置終了後に国庫補助対象外となるおそれ**がある系統

# 利便増進実施計画の策定に至るまでの過程（出発点）

福島県地域公共交通計画（R6.3策定）

地域公共交通利便増進実施計画

**令和6年度内での策定**が  
主なミッション

- ・ゼロベースからのスタート
- ・夏までに素案策定（非常にタイト）
- ・関係者が多岐に、複数の合意形成

法制度や  
手続き

知識不足

東北運輸局や  
吉田先生（有識者）  
へ相談しよう

路線再編

アイデア  
不足

地元に近い市町村や  
福島交通（交通事業  
者）の意見を聞こう  
（経験値を生かす）

進め方

ノウハウ  
不足

KCS（コンサル会社）  
に委託（活用）して  
進めよう

様々な方々からの御支援

# 広域連携のための県の取組内容（役割）

福島県地域公共交通計画（R6.3策定）

地域公共交通利便増進実施計画

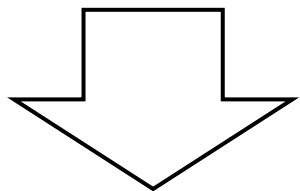
**令和6年度内での策定**が  
主なミッション

- ・ゼロベースからのスタート
- ・夏までに素案策定（非常にタイト）
- ・関係者が多岐に、複数の合意形成

- ① 協議の場の提供
- ② 策定に向けたスケジュール調整
- ③ 適切な役割分担による再編内容のとりまとめ
- ④ きめ細かい情報共有等による共通認識の醸成

# ① 協議の場の提供

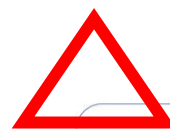
- 本県では、地域間幹線系統に関して、バス事業者との意見交換の場はあったが、市町村から対面で意見を聞く場面はなかった。
- これまでの路線再編では、検討している市町村が関係市町村等に個別に相談した上で、合意形成を図っていく方式。



- 関係者(市町村、交通事業者)が対面で一堂に会して、再編内容を協議する場の提供

**ワーキング会議の開催**

(1回/月、担当者レベル)【6~9月】  
路線の集約状況により、4つ設置



Web会議



## ② 策定に向けたスケジュール調整 (i)

- ・ 最終的なゴールを設定し、そこから「現在、何をすべきか」を逆算して計画を立てる手法 (バックキャストイング)
- ・ ボトルネックとなる事項を洗い出しながら、全体的な視点で、年度内に計画策定できるように、各ワーキング会議の到達点を意識しながら、会議の開催を調整 (逆算して細分化)

### 長期ビジョン

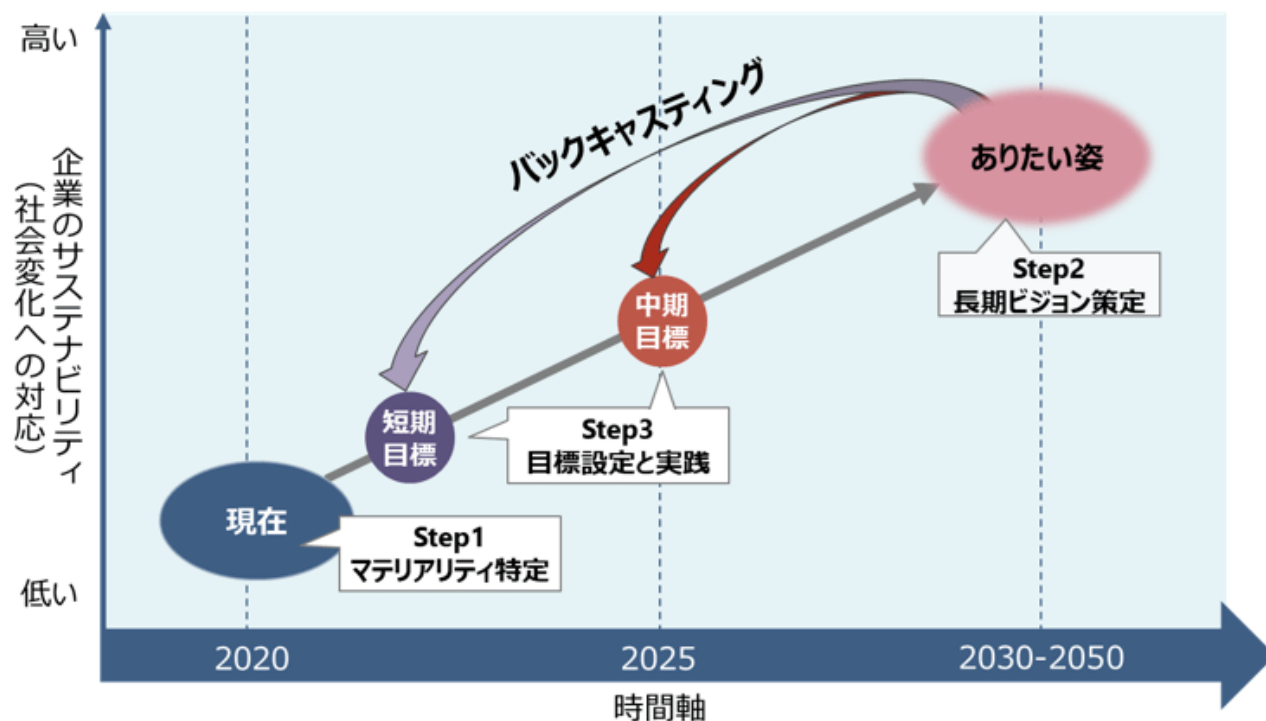
利便増進実施計画  
の策定

### 中期目標

協議会での意見聴取

### 短期目標

各ワーキング会議  
の到達点を設定



## ② 策定に向けたスケジュール調整 (ii)

### R6.6 第1回協議会

利便増進実施計画の概要と  
検討の進め方を説明

### R6.10 第2回協議会

利便増進実施計画（素案）  
の意見聴取

再編の方向性を決定

### R7.2 第4回協議会

利便増進実施計画（正案）  
の意見聴取

→ 利便増進実施計画の策定

協議会の開催に合わせて  
ワーキング会議における  
協議内容や開催頻度を調整

- ・ 対象路線の選定
- ・ 見直しの方向性
- ・ 再編の実施時期
- ・ 見直し案 など

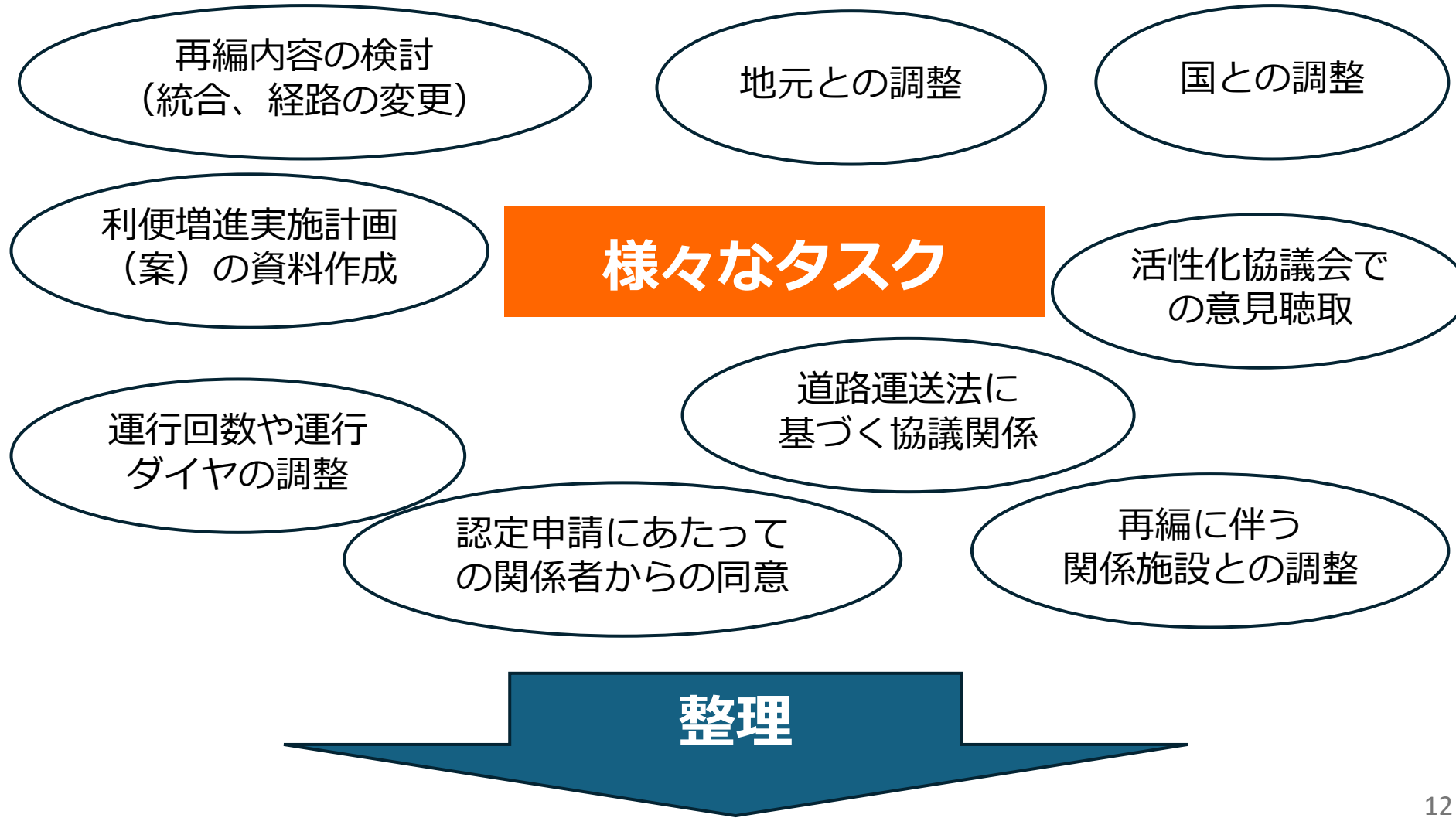
（ 6～9月に  
1回/月  
程度開催 ）



県地域公共交通活性化協議会の様子

# ③ 適切な役割分担による再編内容のとりまとめ (i)

- ・ 圏域全体で最適な公共交通のあり方を協議・検討する必要があるの  
で、関係者が多岐にわたり、多くのタスクがある。



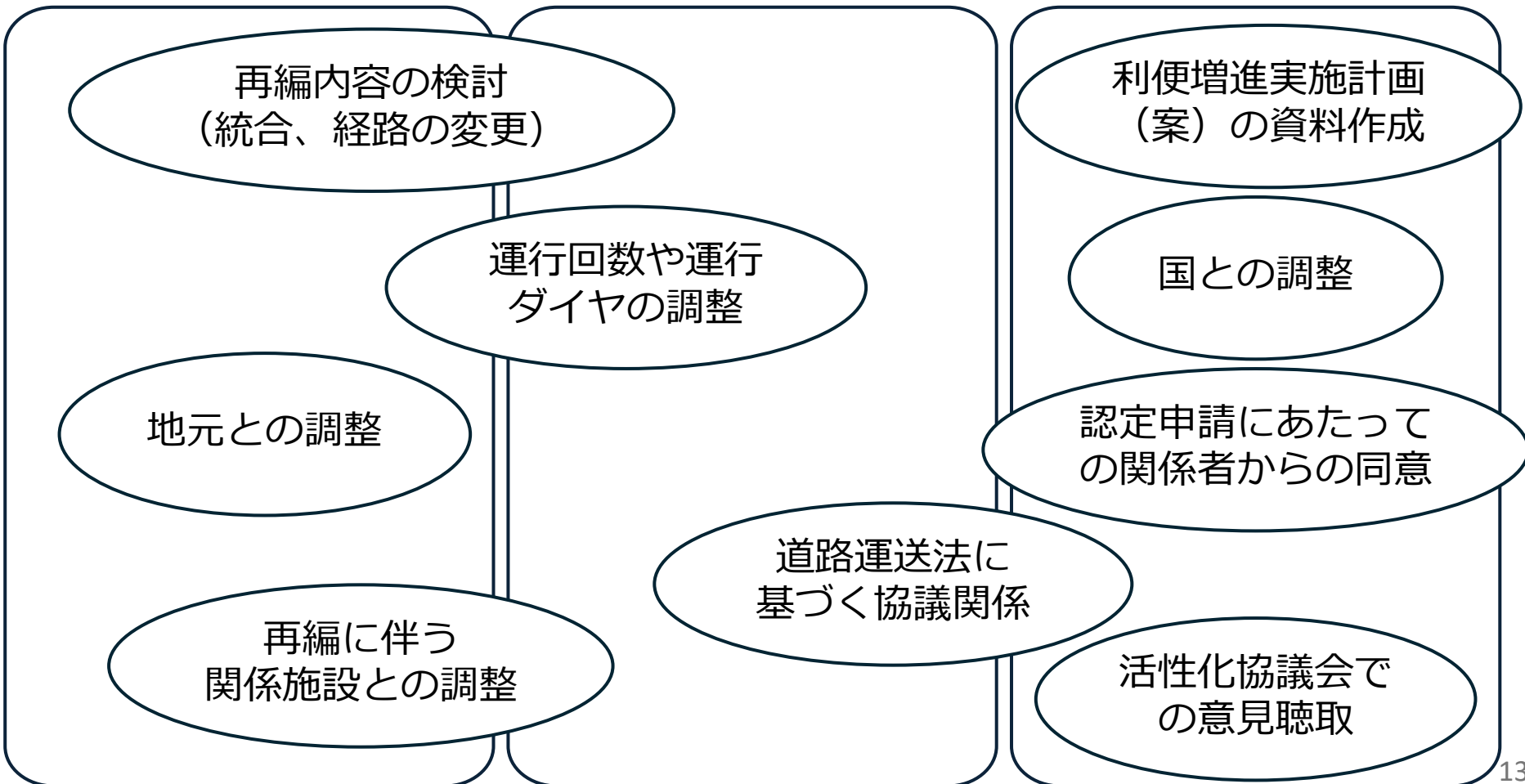
# ③ 適切な役割分担による再編内容のとりまとめ (ii)

## 適切な役割分担 (分業)

### 市町村

### 交通事業者

### 県 (コンサル含む)



## ④ きめ細かい情報共有等による共通認識の醸成

計画策定に向けた検討を進める際に留意した点

→ 基本的なことをしっかり実践

- ワーキング会議のアジェンダの明確化
- 会議資料の事前送付
- 会議終了後に結果概要を関係者全員に共有
- 県でも現地調査を実施  
～現場主義（百聞は一見にしかず）～
- 会議以外でも個別協議の積み重ね

# R7におけるバス利用促進のための取組（市町村等とも連携）

## ①見直した系統に係るリーフレットの作成（住民向け）

- 再編した系統を対象に、再編内容や利用に当たっての関連情報等を周知

## ②中学生・高校生向けの周知資料等の作成

- 再編した系統の沿線の学校を対象に、公共交通による通学方法等を周知

## ③学校教育におけるモビリティ・マネジメント

- 学生向けにバスに関する学習機会等を設定（R7は、二本松線を対象路線として、構内への乗り入れを実施した福島大学と連携して実施）



住民向けリーフレット（表紙）



モビリティ・マネジメントにおける利用促進ツール



福島大学におけるバスの乗り方教室